

令和5年3月14日
日本原子力研究開発機構
バックエンド統括本部

施設廃止措置に関する対応状況について

1. 中小施設の廃止措置の対応状況

もんじゅ、ふげん、東海再処理施設以外の施設について、昨年取り決めた優先順位(参考資料参照)に従い、施設状況(核燃料物質の集約、廃棄物の保管状況等)を考慮し、再処理特別研究棟、Pu研究1棟、Pu燃料第2開発室(Pu-2)、燃料研究棟を優先し廃止措置を進めている。

2. 許認可対応状況

安全・核セキュリティ統括本部にて取りまとめている許認可スケジュールに計上し対応する。

- ・再処理特別研究棟： 令和5年度から実施する範囲の許認可申請(R4.11申請)
- ・Pu研究第1棟 : 令和5年度から実施する範囲の許認可申請(R4.11申請)
- ・Pu-2 : 令和6年度以降実施する範囲の許認可申請(R5申請予定)
- ・燃料研究棟 : 令和6年度以降実施する範囲の許認可申請(R5申請予定)

以上

令和4年8月23日
日本原子力研究開発機構
バックエンド統括本部

施設廃止措置に関する中長期的な許認可予定について

1. 中小施設の廃止措置の進め方

もんじゅ、ふげん、東海再処理施設以外の施設について、廃止措置の成果(リスク低減、維持費削減、廃止措置終了)を得るため、限られた資源(資金、人)の効果的な投資が必要である。そのため、施設リスク(放射性物質保有量等)及び費用対効果(廃止措置費用に対する維持管理費及び職員人件費の削減効果)に基づいた廃止措置優先度の具体化を行った。

【優先する廃止措置施設】

廃止措置の優先度については、施設リスク等を考慮し、Pu・α・FP を取り扱っている施設のうち、放射性物質の閉じ込め機能の管理が特に必要な GB を有する施設[※]の廃止措置を優先することとした。

また、廃止措置の着手にあたっては、施設状況(核燃料物質の集約、廃棄物の保管状況等)を考慮して進める。

※対象施設:Pu 研究1棟、再処理特別研究棟、Pu 燃料第1開発室(Pu-1)、Pu 燃料第2開発室(Pu-2)、燃料研究棟、照射燃料試験施設(AGF)、照射材料試験施設(MMF)、第2照射材料試験施設(MMF-2)

2. 中長期的な許認可

当面は、上記対象施設の GB 解体を優先させた廃止措置対応を進めることとし、このために必要な許認可申請を適宜行う。具体的には、安全・核セキュリティ統括本部にて取りまとめている許認可スケジュールに計上して対応していく。

以上